

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

なお、本件は広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札参加希望書の提出及び入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

入札者は1から10までの個別事項ほか別記「一般競争入札（事前審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

令和4年5月9日

広島県広島港湾振興事務所長 田 口 康 典

県一般4第4号

1 発注内容等

(1) 工事名

国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋 海上部上部工
工事（1 1 工区）

(2) 工事場所

広島市佐伯区 五日市港三丁目～五日市港四丁目

(3) 工事概要

鋼6径間連続鋼床版箱桁橋 橋長L=660m

(4) 工期（予定）

令和4年9月定例広島県議会の議決の翌日から令和7年6月30日まで（約33か月）

ただし、落札者の技術提案書に記載された全体工期の短縮日数分を短縮して、契約を締結する。（短縮上限日数77日）

(5) 予定価格

当該工事の契約締結（広島県議会の議決）後に公表

(6) 落札者の決定方法

低入札価格調査制度対象（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱〔以下「低入札要綱」という。〕による。）

総合評価落札方式適用（別記「総合評価落札方式に関する事項」による。）

なお、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、低入札要綱第7条第2項に基づき、責任者（代表者、支店長、営業所長等をいう。）へのヒアリングを実施する。

(7) 入札保証金

納付（7及び共通事項21「建設工事の入札保証について」による。）

(8) 契約保証金

納付（共通事項20「契約保証金の納付について」による。）

(9) 契約後V E

対象（共通事項17「契約後V E対象工事における取扱い」による。）

(10) 契約担当職員

広島県広島港湾振興事務所長 田 口 康 典

(11) その他

I C T活用工事（構造物工（橋梁上部工））の対象工事（詳細は特記仕様書による。）

2 入札参加資格等

本件は、特定建設工事共同企業体の構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

特定建設工事共同企業体は次の要件を満たす3者で結成するものとし、格付けの組合せはA・A・Aとする。代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。また、構成員の出資比率の最小限度は20パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中で最大とする。いずれの構成員も、本件工事において他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

代表者は入札参加希望書等の提出の際に、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を併せて提出すること。

(1) 代表者（構成員その1）

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件を全て満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

(ア) 令和3・4年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は鋼橋上部工事

(イ) 鋼構造物工事の格付けはA

(ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が44億円以上であること。

(エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（復建調査設計株式会社、株式会社長大）でないこと、又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。

(オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成19年4月1日から令和4年5月8日までの間に完成検査を受けている次の工事（公共工事等に限る。）の元請施工実績（特定共同企業体又は経常共同企業体としての実績の場合は、代表者としての施工実績で、かつ、出資比率20パーセント以上のものに限る。）を有すること。ただし、鋼構造の道路橋の製作が可能な自社工場を国内

に所有していることを要する。

(ア) 最大支間長が120m以上の鋼連続箱桁構造の道路橋を自社工場で製作し、架設した工事

(イ) 最大支間長が120m以上の鋼道路橋を一括架設工法により架設した工事
ただし、(ア)、(イ)は同一工事でなくてもよい。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、架設にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現地における架設工は令和6年7月1日以降を予定している。ただし、架設時期・実施工程については請負者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。

(ア) ア(ア)の業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者であること。

(イ) イに掲げる工事において、元請負業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者〔監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者〕を含む。）としての経験を有すること（ただし、製作と架設を別の者を配置する時は、製作にかかる監理技術者又は主任技術者は製作した実績、架設にかかる監理技術者又は主任技術者は架設した実績を有すること。）。

(2) 代表者以外の構成員（構成員その2）

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件を全て満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

(ア) 令和3・4年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は鋼橋上部工事

(イ) 鋼構造物工事の格付けはA

(ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が44億円以上であること。

(エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（復建調査設計株式会社、株式会社長大）でないこと、又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。

(オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成19年4月1日から令和4年5月8日までの間に完成検査を受けている、鋼構造の道路橋を自社工場で製作し、架設した工事であるもの（公共工事等に限る。）。ただし、鋼構造の道路橋の製作が可能な自社工場を国内に所有していることを要する。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、架設にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現地における架設工は令和6年7月1日以降を予定している。ただし、架設時期・実施工程については請負者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。

ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者であること。

(3) 代表者以外の構成員（構成員その3）

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件を全て満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

- (ア) 令和3・4年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は鋼橋上部工事
- (イ) 鋼構造物工事の格付けはA
- (ロ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が44億円以上であること。
- (エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（復建調査設計株式会社，株式会社長大）でないこと，又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。
- (オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について，許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし，相当の施工実績を有し，確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては，当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成19年4月1日から令和4年5月8日までの間に完成検査を受けている、鋼構造の道路橋を自社工場で製作し、架設した工事であるもの（公共工事等に限る。）。ただし、鋼構造の道路橋の製作が可能な自社工場を国内に所有していることを要する。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、架設にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現地における架設工は令和6年7月1

日以降を予定している。ただし、架設時期・実施工程については請負者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。)

ア(7)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者(1級土木施工管理技士等)で監理技術者の資格を有する者であること。

注 (1)～(3)共通

※ ア(ウ)はア(7)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。

※ ア(エ)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。

- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有するとき。
- ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねているとき。

※ この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、令和2年9月28日付け告示第1026号(令和三年度及び令和四年度において県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等)の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、一般競争入札参加資格の認定に関する問合せ先は、次のとおり。

広島県土木建築局建設産業課(広島市中区基町10番52号 電話082-513-3821)

3 入札日程等

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

令和4年5月9日から令和4年6月20日までの休日(広島県の休日を定める条例〔平成元年広島県条例第2号〕第1条第1項の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

広島県広島港湾振興事務所閲覧室(広島市南区宇品海岸二丁目23番53号)

※ 設計図書は、電子入札システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(2) 設計図書に係る質問

ア 受付日時

令和4年5月9日から令和4年6月15日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

広島県広島港湾振興事務所総務課工事係

(広島市南区宇品海岸二丁目23番53号) 電話082-251-7118

※ 書面を持参により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

令和4年5月9日から令和4年6月20日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

(1)イに同じ

※ (2)の質問に対する回答書は、電子入札システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(4) 総合評価に係る技術資料の提出

ア 提出日時

入札参加資格の確認結果の通知日の翌日から令和4年6月22日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所・方法等

書面を提出する場合は(2)イに同じ

※ 書面で封筒に封入して郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）若しくは持参又は電子入札システムにより入札書と同時に提出すること。ただし、郵送等による提出を希望する場合は、事前に(2)イへ電話にて連絡すること。

(5) 入札

ア 入札方法

(ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続を経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者

代表者が電子入札システムを利用して入札。

(イ) (ア)以外の者

郵送等又は持参により提出。ただし、郵送等による提出を希望する場合は、事前に(2)イへ電話にて連絡すること。

なお、電子入札案件に書面で参加する場合は、本公告文の別記に添付の「入札書」を使用すること。

イ 入札日時

令和4年6月21日午前9時から令和4年6月22日午後4時30分まで

（持参又は電子要領に規定する書面参加を行う場合は令和4年6月21日午後4時30分から令和4年6月22日午前9時までを除く。郵送等による入札は、令和4年6月22日午後3時30分までに広島県広島港湾振興事務所総務課工事係に必着とする。）

ウ 提出場所

書面入札を行う場合は(2)イに同じ

(6) 開札

ア 開札日時

令和4年6月23日 午前10時

イ 開札場所

(2)イに同じ

4 入札参加希望書及び建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

- (1) 本件入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

その際あわせて、特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の審査を申請すること。

ア 提出期間

令和4年5月9日から令和4年5月25日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 提出方法

- (ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続を経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者

代表者が電子入札システムを利用して提出。ただし、添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出。

- (イ) (ア)以外の者

郵送等又は持参により提出。ただし、郵送等による提出を希望する場合は、事前に3(2)イへ電話にて連絡すること。

ウ 持参の場合の提出場所

3(2)イに同じ

- (2) 特定建設工事共同企業体結成及び入札参加希望書等の様式は、広島県の調達情報のホームページ（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）－「様式集」－「入札・資格関係様式」－「特定建設工事共同企業体取扱要綱関係」及び「一般競争入札（事前審査型）」からダウンロードできる。

5 入札参加資格の確認結果の通知

特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の適否を確認したときは、その確認結果を令和4年6月3日までに代表者に通知する。

なお、電子入札者に対しては、電子入札システムを使用して送付するものとする。

6 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2に記載のとおり、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）、【様式2】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」、【様式3】「労務賃金調書」について記

入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

7 入札保証金

本件入札に参加を希望する者は、共通事項の21に従って入札保証金を納付し、次のとおり入札保証に関する提出書及び必要な添付書類を提出すること。

(1) 提出期間

入札参加資格の確認結果の通知日の翌日から令和4年6月22日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 提出方法

郵送等又は持参による。ただし、郵送等による場合は、(1)の期限までに必着することとする。

(3) 提出場所

3(2)イに同じ

(4) 保証期間等

銀行等の保証の場合の保証期間又は入札保証保険契約の場合の保険期間は、当該書類の提出日から令和4年10月14日までを含むものとする。

8 入札説明書

(1) 交付期間

令和4年5月9日から令和4年5月25日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 交付場所

3(2)イに同じ

9 問合せ先

(1) 工事に関する問合せ先

広島県広島港湾振興事務所工務課調整係

(広島市南区宇品海岸二丁目23番53号 電話082-251-7110)

(2) 入札に関する問合せ先

広島県広島港湾振興事務所総務課工事係

(広島市南区宇品海岸二丁目23番53号 電話082-251-7118)

10 Summary

(1) Subject matter of the contract: Road Bridge construction of Hatsukaichi Kusatsu Line

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:30 pm 25 May 2022

(3) Time-limit for the submission of tenders: 4:30 pm 22 June 2022
(tenders submitted by mail: 3:30 pm 22 June 2022)

(4) Contact point for tender documentation:

• General Construction Division, Hiroshima Port and Harbor Promotion Office,
Hiroshima Prefectural Government
2-23-53, Ujinakaigan, Minami-ku, Hiroshima City, 734-0011, Japan
TEL. 082-251-7110

• General Affairs Division, Hiroshima Port and Harbor Promotion Office,
Hiroshima Prefectural Government
2-23-53, Ujinakaigan, Minami-ku, Hiroshima City, 734-0011, Japan
TEL. 082-251-7118

一般競争入札（事前審査型）公告共通事項

1 入札方法等

- (1) 広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者を除く。）は、電子入札システムを利用して入札書を提出する。それ以外の者は、持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により発注機関に入札書を提出する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 電子入札案件においては、入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。
- (4) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。
- (5) 電報による入札は認めない。
- (6) 提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (7) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第21条各号のいずれかに該当するとき

2 工事費内訳書の取扱い（広島県工事費内訳書取扱要領による）

- (1) 工事費内訳書の記入内容は、次のとおりとする。

記入内容	提出対象者
工事費内訳書（表紙）【様式1】	全 員
工事費の内訳【様式2】	
下請負人及び見積額【様式2】	予定価格の概ね90%（調査基準価格）未満で入札する者
労務賃金調書【様式3】	

※ 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を端数処理（10万円単位とし、端数切り捨て）し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

※ 入札書に記載された金額が調査基準価格（税抜）未満であった場合は、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限（依頼日から起算して3日以内）までに、レベル4までの費目を記載し、下請負人及び見積額を記載した工事費の内訳【様式2】及び労務賃金調書【様式3】を、提出すること。

- (2) 記入上の留意事項

ア 【様式1】工事費内訳書（表紙）

- (ア) 入札者の住所・商号又は名称、工事名、工事場所を記入すること。
- (イ) 建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第7条の2で規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の入札となった場合及び建設工事における低入札価格調査事務取扱要綱（平成8年1月1日施行。以下「低入札要綱」という。）第7条第3項に定める重点調査の対象となった場合を想定し、1から6の全てについて回答を記入すること。

イ 【様式2】 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

(工事費の内訳)

- (ア) 工事名, 工事場所, 入札者の商号又は名称, 建設業許可番号, 配置予定技術者の概算年収(万円)及び所要工期(日数)を記入すること。
- (イ) 工事数量総括表に記入されている, 費目・工種明細など, 単位及び数量を漏れなく記入したうえで, 見積額を記入すること。なお, 調査基準価格以上で入札する場合は, 工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3まで記入し, レベル4は記入不要とする。
- (ウ) 工事価格は, 入札価格と同額であること。
なお, 工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては, 工事価格の合計と入札価格が同額であること。
- (エ) 諸経費等については, 適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。
なお, 工事数量総括表で本工事費, 付帯工事費, 補償工事費等, 費目が複数設定されている場合は, それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。
また, 施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで何箇所か工事箇所がある場合も, それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。

(下請負人及び見積額)

- (ア) 全ての一次下請予定者の商号又は名称, 建設業許可番号, 配置予定技術者の概算年収(万円)及び所要工期(日数)を記入すること。
- (イ) 工事費の内訳に記載された全ての項目について, 入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。
- (ウ) 一次下請予定者から見積を徴取する際は, 下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに, 具体的な工種・数量等を明示した見積とし, 一次下請予定者が押印した見積書の写しを添付すること。

ウ 【様式3】 労務賃金調書

- (ア) 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。
- (イ) 職種欄に該当職種がない場合は, 行を追加して記入すること。

(3) 提出方法等

ア 書面により入札に参加する者には, 入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

イ 電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者には, 入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。

ただし, 電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には, 求める全ての様式を書面により提出すること。(電子ファイルと書面の併用や, 両方での提出は認めない。)

なお, この場合においては, 電子入札システムへ「工事(業務)費内訳書持参提出連絡票」を添付すること。

ウ 書面によらない場合は, Microsoft Excel 2013, Microsoft Word 2013 又は Adobe Acrobat Reader DC で閲覧・印刷可能なものとする。

なお, 書面参加者は, 書面により工事費内訳書を作成し, 次の事項を記載した封筒に封入して, 入札書を提出する際に提出すること。

- (ア) 提出者の商号又は名称
- (イ) 工事費内訳書が在中している旨
- (ウ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ 上記により難しい場合は, 別に定める。

(4) 次に該当する者は失格とし, 落札者とししないものとする。

ア 全般

- (ア) (1)で記入を求める様式が開札時に提出されていない場合。
- (イ) (3)で規定する提出方法によらない場合。

イ 様式1

- (ア) 入札者の住所, 商号又は名称が適切に記入されていない場合。
- (イ) 当該工事の工事名・工事場所が適切に記入されていない場合。

ウ 様式2

(工事費の内訳)

- (ア) 当該工事の工事名, 工事場所が適切に記入されていない場合。
- (イ) 入札者の商号又は名称, 建設業許可番号, 配置予定技術者相当職の年収(万円), 及び所要工期(日数)が記入さ

れていない場合。

(ウ) 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に記入されていない場合、及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。なお、調査基準価格以上で入札する場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3まで記入し、レベル4は記入不要とする。

(エ) 工事価格（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）と入札金額が異なる場合。

（下請負人及び見積額）

(カ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称、建設業許可番号、予定技術者相当職の年収（万円）及び所要工期（日数）が記入されていない場合。

(キ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書（写し）の添付がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合、又は具体的な工種・数量等を明示した見積額となっていない場合。

(ク) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合。

エ 様式3

(ア) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合。

(イ) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合。

(5) 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。

(6) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(7) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(8) 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となる。

(9) 工事費内訳書については、ここに記載のもののほか、「広島県工事費内訳書取扱要領」によるものとする。

「広島県工事費内訳書取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

トップページ>様式集

3 設計図書の販売

設計図書の販売を行う場合の受付場所及び購入方法等については、広島県の調達情報のホームページを確認すること。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>建設工事の設計図書販売業務について

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合にあつては、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員をいう。以下同じ。）に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。

(2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは低入札要綱第10条第2項第2号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ウ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

エ 他の入札参加希望者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合は、自らを構成員とする特定建設工事共同企業

体の他の構成員を除く。以下同じ。)と次のいずれの関係にある者でもないこと。

(7) 他の入札参加希望者の親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)

(4) 他の入札参加希望者の子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)

(5) 他の入札参加希望者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。)が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) その他、他の入札参加希望者と前記(7)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

オ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 技術要件の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)

ウ 当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第18条に掲げる法人

エ その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

(4) 県内建設業者の合併等に関する特例要綱第6条の措置を受けている者は、技術要件以外の要件である「認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級」について、主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位の等級の格付けも有するものとみなす。また、「建設業法第3条第1項の営業所の所在地」について、合併当事会社等のその他の営業所で平成13年4月1日以降に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものは、合併会社等の主たる営業所とみなす。(県工事の受注実績のある合併当事会社等の主たる営業所で、合併会社等のその他の営業所であるものを含む。)

なお、県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

(1) 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有する者であること。

(2) 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

(3) 現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

(4) 配置予定技術者は、契約日時時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者(3人を限度とする。)を記載することができる。

(5) 入札参加希望書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り記載することを認めるものとする。

ア 従事中の工事の契約工期の終期が当該工事契約の議決予定月の前月末までの場合。

イ 従事中の工事の契約工期の終期が当該工事契約の議決予定月の前月末以降の場合であっても、完成検査が当該工事契約の議決予定月の前月末までに行われることが見込まれる場合

(6) 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期が延伸され、又は完成検査が延期された場合には、その理由のいかんを問わず、直ちに入札参加希望を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

(7) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、真にやむをえない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めない。

(8) 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

(9) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

(10) 開札日において建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者(当該事項に関して必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。)の配置は認めない。

(11) 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第15条第2号イに該当する者」とは、1級国家資格者(1級の技術検定合格者、技術士、1級建築士)をいい、同号ロに該当する者(指導監督実務経験者)及び同号ハに該当する者(国土交通大臣特別認定者)を除く。

6 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件工事に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置

いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

- (1) 配置技術者は、他の工事の監理技術者として配置されていないこと（配置技術者が監理技術者にあつては、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令（以下「施行令」という。）第28条第1項で定める者をそれぞれの工事に専任でおくときは、この限りではない。この場合の兼務できる件数は2件とする。この6において以下同じ。）。
- (2) 本件工事が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事である場合、配置技術者は、監理技術者として専任で配置できること。
- (3) 本件工事が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事の場合又は予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が8,000万円以上の工事である場合、配置技術者は、他の工事の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として配置されていないこと。
- (4) 本件工事が主任技術者の専任を求める工事（専任の可否については公告個別事項に記載している。）の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。
 - ア 施行令第27条第2項が適用される工事を除き、他の工事の主任技術者等として配置されていないこと。
 - イ 施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、本件工事を含め災害復旧工事がない場合は4件又は本件工事を含め災害復旧工事がある場合は6件以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。
 - ウ 主任技術者等として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）又は災害復旧工事を含む場合は全ての工事箇所の間隔が25km程度若しくは災害復旧工事を含まない場合は全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が15km程度であること。

7 入札参加希望書等の提出

- (1) 当該工事の入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加希望書等を広島県広島港湾振興事務所総務課工事係（広島市南区宇品海岸二丁目23番53号）に、提出しなければならない。
 - ア 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者の場合は、代表者が電子入札システムを利用して(2)の添付資料を提出すること。ただし、(2)の添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出すること。
 - イ ア以外の者の場合は、郵送等又は持参により提出すること。
- (2) 入札参加希望書等を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア 入札参加希望書 （一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）別記様式第3号）	・ 1～4以外の添付書類がある場合は、4以下に記載すること。 ・ 1～4の書類について、添付しない場合は当該書類名を抹消すること。 ・ 特定建設工事共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
---	--

<p>イ 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書 (一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)別記様式第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること。(対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で、公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できる場合は、経営事項審査の総合評定値通知書の添付は不要。) ＜企業の施工実績＞ ・工事名は、完了検査を終了している工事について記入すること。 ・工事内容は、公告に記載した技術要件の施工実績の実績が確認できるよう、明確に記載すること。 ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を()内に記入すること。 ・コリンズで施工実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。 ・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは施工実績の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等(公告で定めた資格要件が確認できるもの)を添付し、資料名を添付資料欄に記入すること。 ＜技術者の資格・経験工事＞ ・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を()内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し等(公告で定めた資格要件が確認できるもの)を添付し、資料名を添付資料欄に記入すること。ただし、配置技術者の工事経験が要件とされていない工事にあつては、この欄の記入は不要である。 ・監理技術者の配置が要件とされている工事にあつては、監理技術者資格者証の写し(表裏とも)を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し(講習修了証は表面のみ)を添付すること。 ・監理技術者又は主任技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し(保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングを施すこと。))を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置が要件とされている工事にあつては恒常的な雇用関係(3か月以上)が必要である。 ・配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間従事している場合に認めることとし、準じる技術者(監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であつたと認められる者)の場合は、「下請けを指導する立場」であつたことを確認できる施工体系図等を添付すること。(低入札要綱第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績は認めていない。) ・「本工事と重複する場合の対応措置」欄は該当する数字に○を付すこと。従事中の工事が無い場合は、工事名称の欄に「なし」と記入すること。 ・技術者の他の工事の従事状況の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を()内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は契約書の写し(工期が確認できるもので可)を添付し、資料名を添付資料欄に記入すること。 ・複数の技術者を記入する場合は、この別記様式第4号を複写して添付すること。 ・特定建設工事共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
<p>ウ 業態調書(一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)別記様式第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。 ・「建設業の許可番号」の欄には当該他社の許可番号が分からないときには、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。 ・「役員等」としては、代表取締役、取締役(社外取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人を記載すること。なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。
<p>エ 建設工事施工実績証明(願)書 (一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)別記様式第6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コリンズに登録した以外の工事等で、公告に記載した技術要件の施工実績を証明する場合に使用する。(コリンズで施工実績が確認できる場合は、提出は不要) ・完了検査を終了している工事について記載すること。 ・施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。 ・受注形態は、該当しないものを抹消すること。 ・公告に記載した技術要件の施工実績の実績について、明確に記載すること。 ・当該発注機関(今回、一般競争入札によって工事を発注する機関)の発注工事に係る施工実績の場合は、発注者の証明は要しない。 ・最終請負金額欄については、当該実績がJV工事(共同施工方式)の場合には、JVで受注した全体額を記載し、()内に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。

- (3) 入札参加希望書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 入札参加希望書等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 入札参加希望書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。
- (6) 特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合における特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請書類についても、前2号と同様とする。
- (7) 資格要件確認書類の様式は、広島県の調達情報のホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>「トップページ」>様式集>建設工事関係_入札・資格関係様式>一般競争入札（事前審査型）」）に掲載している。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者（開札の結果、予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。）について、広島県工事費内訳書取扱要領に基づく審査を行う。審査の結果、適格である場合、落札者とする。審査の結果失格の場合、以下、落札者が決定するまで順次、失格とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。この場合において、失格とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって（電子入札案件においては電子くじによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

なお、総合評価落札方式においては「最低価格入札者」を「価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者」と読み替えるものとする。

- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）がある場合は、(1)の規定による審査に加えて低入札要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定する（同要綱別記1「適正な履行確保の基準」を満たす者でなければ落札者とししない）ものとする。
- (3) 低入札要綱第7条第2項に基づく低入札価格調査資料等の提出依頼を受けた場合、同依頼において指定された提出期限の日までに、同条第4項に定める資料及びその添付書類を契約担当職員に提出しなければならない。提出しない場合は、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

なお、低入札価格調査資料等を封入した封筒には、次の事項を記入しておくこと。

- ア 提出者の商号又は名称
- イ 低入札価格調査資料等が在中している旨
- ウ 当該入札に係る建設工事の名称及び開札日

- (4) 落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

9 調査基準価格を下回る金額で入札した者を落札者とした場合の措置

- (1) 調査基準価格を定めた工事において当該調査基準価格を下回る価格での入札（以下「低価格入札」という。）をし、低入札価格調査を受けて落札者とされた者と契約するときは、次のとおりとする。
 - ア 契約保証金の金額を請負代金額の10分の3以上とする。
 - イ 建設工事請負契約約款第46条の3第2項の規定による契約解除（受注者の債務不履行等による契約解除）が行われた場合に受注者が支払うべき違約金を請負代金額の10分の3とする。
 - ウ 建設工事請負契約約款第46条の5第1項に定める契約不適合責任期間について、「引渡しを受けた日から2年以内」を、特例により「引渡しを受けた日から4年以内」とする。また、同条第2項に定める契約不適合責任期間は、「引渡しを受けた日から1年」を、特例により「引渡しを受けた日から2年」とする。
 - エ 監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は、現場代理人を兼ねることはできない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定めた配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む）と同一とする。
- (2) 低入札要綱第10条第2項の規定による重点調査対象者を落札者として契約を締結するときの追加措置は次のとおりとする。
 - ア 前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。
 - イ 当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の県発注工事に関する入札に参加することを認めないこととする。（追加措置の対象となった者が共同企業体の場合で、一部の構成員がこの要件を満たしていない場合は、当該構成員についてのみ他の県発注工事に関する入札への参加を認めないこととする。）
 - ウ 受注者は自らが行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならないこととする。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行うものとする。追加して出来形管理及び品質管理の照査を行う第三者は、低入札要綱第10条第2

項第3号ア及びイの要件をすべて満たす者でなければならない。

- (3) 下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、低入札要綱第12条第2項に定める様式をあらかじめ発注者に届出しなければならない。なお、主要資材については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

- (4) 下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を低入札要綱第13条で定める様式により翌月10日までに発注者に提出しなければならない。なお、資材業者については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。
- (5) (3)及び(4)の確認結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関しさらに確認を行う必要があると判断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することがある。
- (6) (3)、(4)又は(5)の確認又は調査により、不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合、若しくは下請工事等の内容の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合は、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講ずることがある。
- (7) 建設工事請負契約約款第31条第2項又は6項に定める検査合格後2か月以内に、低入札要綱で定める工事完成後調査資料を作成し、同要綱で定める労務監査を受けなければならない。
- (8) (7)による調査の結果、低入札要綱第21条第1項に規定する事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講ずることがある。

10 免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

11 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が500万円（建築一式工事にあつては、1,500万円）未満である場合は、この限りでない。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

12 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記「対象建設工事の定義」参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「第12条第1項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。

- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

13 営業所の稼働実態の調査

- (1) 次の者については、契約締結時までに営業所の稼働実態の調査に関する事務処理要領に定める資料を提出しなければならない。ただし、県が、調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。
- ア 低価格入札によって落札した者のうち、主たる営業所以外の営業所の資格で落札した者
 - イ 営業所の稼働実態について調査の必要があるため県が資料の提出を別途依頼した落札者
- (2) (1)の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。
- (3) (1)(2)の調査によって、営業所の稼働実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

14 工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、令和4年9月定例広島県議会議決の翌日とする。

15 中間前金払と部分払の選択

- (1) 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。
- (2) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。
- (3) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第34条第3項及び第4項は適用しない。
- ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。
- (4) その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

16 部分払の回数

部分払の回数は、各年度4回以下とする。ただし、請求は月1回を超えることができない。

17 契約後VE対象工事における取扱い

契約後VE対象工事における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更についての提案（以下「VE提案」という。）を発注者に行うことができる。なお、VE提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は設計図書による。（契約後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式）
- (2) VE提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- (3) 発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

18 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

19 下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - ア 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者の指定する期間内（原則30日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - イ アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - (イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - イ 社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

- (4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

20 契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の10分の1以上。低入札価格調査制度適用工事において、調査基準価格を下回る価格で入札をした者については10分の3以上。）を契約締結の日までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりだが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、「建設工事請負契約における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

区 分	取扱機関等	県への提出書類等
契約保証金の納付	県の発注機関 (契約事務担当課)	①納記 ②納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	県の発注機関 (契約事務担当課)	利付国債及び納記
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書 ※ 保証債務履行の請求期限を、保証期間経過後、6か月以上確保すること
公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

※ 「金融機関等」とは、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）をいう。

※ 「銀行等」とは、銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

※ 「納記」とは、広島県会計規則（昭和39年規則第29号）別記様式第36号の4をいう。

21 建設工事の入札保証について

(1) 入札保証に関する提出書及び必要な添付書類の提出

入札参加者は、入札保証に関する提出書（建設工事の入札保証に関する事務取扱要領別記様式第1号）に次のアからオに掲げるいずれかの書類を添付して提出しなければならない。

（入札保証金の納付による場合）

ア 指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し及び納記

入札保証に関する提出書等の提出期間の末日から7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項の休日を除く。）前までに納記（広島県会計規則（昭和39年規則第29号）別記様式第36号の4。以下「納記」という。）を提出し、納入通知書の交付を受け、当該納入通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）において見積金額の100分の5以上の入札保証金を払い込んで、納入通知書（領収証書）の交付を受けること。

(利付国債の提供の場合)

イ 利付国債及び納記

利付国債を提供することを記した納記及び額面総額が見積金額の100分の5以上の利付国債であること。

(銀行等の保証の場合)

ウ 銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 保証人は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業共同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）であること。
- (イ) 保証書に落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する旨の記載があること。
- (ロ) 保証金額が入札参加者が見積る入札金額の100分の5以上であること。
- (ハ) 保証書の名宛人は契約担当職員であること。
- (ニ) 保証委託者が入札参加者であること。
- (ホ) 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (ヘ) 保証期間が、書類の提出日から県が指定した日までを含むものであること。
- (セ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。
- (ケ) 銀行等の押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(入札保証保険契約の場合)

エ 保険会社が交付する入札保証保険契約に係る証券

- (ア) 保険証券に入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
- (イ) 保険金額が入札参加者が見積る入札金額の100分の5以上であること。
- (ロ) 入札保証保険の被保険者が契約担当職員であること。
- (ハ) 保険契約者が入札参加者であること。
- (ニ) 保険契約に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (ホ) 保険期間が、書類の提出日から県が指定した日までを含むものであること。
- (セ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(契約保証の予約の場合)

オ 金融機関等が交付する契約保証の予約証書

- (ア) 契約保証の予約を行う者は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）であること。
- (イ) 金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行った旨の記載があること。
- (ロ) 契約保証の予約に係る契約希望金額が入札参加者が見積る入札金額以上又は保証金額が見積る入札金額の100分の10以上であること。ただし、低入札価格調査制度適用工事において、調査基準価格を下回る価格で入札をした者についての保証金額は、入札金額の100分の30以上でなければならない。
- (ハ) 契約保証予約の名宛人が契約担当職員であること。
- (ニ) 予約契約者が入札参加者であること。
- (ホ) 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (ヘ) 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- (セ) 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。
- (ケ) 金融機関等の押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(2) 入札保証金の納付がない場合又は不備がある場合の取扱い

次のアからウのいずれかに該当する場合は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

ア 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）

- (ア) 期限までに入札保証金の納付等がない場合（期限までに1に規定する見積る入札保証に関する提出書及び必要な添付書類の提出が無い場合を含む。）
- (イ) 入札保証金等の額が不足している場合（入札保証金の金額等（国債の額面総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）が見積る入札金額の100分の5に満たない場合又は契約保証の予約の契約希望金額が見積る入札金額に満たない場合若しくは保証金額が見積る入札金額の100分の10に満たない場合）

- (ウ) 契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなかった場合（低入札要綱第7条第1項に定める調査の対象となった者が、別途定める期限までに、契約保証の予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなかった場合）
- (エ) 他の工事の入札保証金である場合
- (オ) 入札保証金が特定できない場合
- イ 書類に不備があると認められる場合
 - (ア) 押印されていない場合
 - (イ) 入札保証（保険）金の記載が全くない場合
 - (ウ) 記載内容を満たしていない場合
 - (エ) 発注者名に誤りがある場合（軽微な誤記である場合を除く。）
 - (オ) 工事名に誤りがある場合（軽微な誤記である場合を除く。）
 - (カ) 納付業者名に誤りがある場合
- ウ その他未納付又は書類に不備があると認められる場合

22 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

23 契約書作成の要否

必要

24 契約手続における交渉の有無

なし

25 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本件工事の請負契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。
- (4) 入札公告後、契約締結（県議会の議決を必要とする工事にあつては、議決により本契約となった時）までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状況が変動するなど、やむを得ない事由が生じたとき、発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。

総合評価落札方式に関する事項

1 総合評価落札方式による理由

本工事は、民間の持つ技術力を積極的に活用し、価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価落札方式を適用する。

2 総合評価の技術資料等の提出

(1) 本件入札に参加する者は、総合評価の技術資料やその記入内容を証明する資料を「公告3入札日程等(4)の総合評価に係る技術資料の提出」に記載の提出期間・提出場所に、持参方式で提出すること。

なお、電子入札案件の場合、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて総合評価の技術資料(Adobe Reader DCで閲覧・印刷可能であること。)を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価の技術資料を添付することは不可とし、容量を超える場合は全て書面で提出すること(書面と電子ファイルの両方で提出された場合は、総合評価の加算点を0点とする。)

(2) 書面で提出する技術資料等は、提出者の「商号又は名称」、「当該入札に係る建設工事等の名称」、「開札日」及び「総合評価に係る技術資料(及び工事費内訳書)が在中している旨」を記入した封筒に封入して提出すること。

(3) 総合評価の技術資料の様式は、本公告別記末に添付の様式(提出様式第1号～第3号)を使用すること。

(4) 入札期間終了時まで提出されない場合、提出された技術資料に必要な事項が記入されていない場合、又は求めた内容と異なるなど不適切な記入がされていた場合は、入札を無効とする場合がある。

(5) 提出された技術資料の書換え、引替え、又は撤回は認めない。

3 必要な総合評価の技術資料

以下の一覧表により必要な技術資料を確認し作成すること。

資料	評価項目	様式名	提出様式番号	要提出資料
技術資料	表紙	技術資料 提出書	第1号	○
	技術提案	工程表	第2号	○
		品質に関する課題・施工に関する課題に係る技術提案	第3号	○

4 技術資料作成にあたっての留意事項

提出する技術資料の種類及び作成にあたっての留意事項は以下のとおりとする。書面で提出する資料は両面印刷とし、各様式と添付資料を綴じ、ページ番号を付すこと(添付資料の綴り位置は、極力「各様式の直後」とする。)

(1) 表紙

(提出様式第1号) 技術資料 提出書

ア 整理番号は記入しないこと。

イ 内容等について確認をする場合があるので、問い合わせ先も記入すること。

(2) 技術提案

(提出様式第2号) 工程表

ア 「技術提案」の評価内容の欄に示す予定工期の工程表を作成すること(工期には検査期間を含む。)。契約締結日は、令和4年9月定例広島県定例県議会の議決の日の翌日を予定しているため、工期の始まりを令和4年

10月1日として作成すること。

イ 工程管理に係る技術的所見について

(ア) 施工計画の実施手順欄については、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、実施可能な工夫を具体的にわかりやすく記入すること。

(イ) 工期設定欄については、工期が短縮できる場合は、検査期間を除いた完成予定日を明記し、その根拠となる工夫を、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、具体的にわかりやすく記入すること。

(提出様式第3号) 品質に関する課題・施工に関する課題に係る技術提案

ア 技術提案の課題・評価の視点は、「9 落札者決定基準」の「技術提案」の評価内容の欄に示すとおりとし、これを満たす提案について記入すること。

イ 記入に当たっては、様式に記載の表形式により記入・作成すること。

ウ 「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、「時期(いつ)」、「材料・機械等(何を)」、「場所(どこに)」、「使用量(どれだけ)」など実施可能な工夫を具体的にわかりやすく記述するとともに、標準案との相違点について記述すること。

エ 期待される効果及び確実性については、技術提案の内容により標準案に比べどのような効果が得られるか、また技術提案の確実性について簡潔に記入すること。なお、施工実績があれば記入または添付すること。

オ 必要に応じて構造図や説明用図表、実績データ、パンフレット、論文等を添付し得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。

カ 技術提案は1視点に対し1提案までとする。

キ 概算増加工事費については、標準案と比較して増加する概算費用を記入すること(諸経費を含まない額を記入すること。単位は千円とする。)

ク 工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記入すること。

ケ 新技術・新工法を使用する場合は、NETIS 番号等を記入すること。

コ 枚数制限はしないが、できるだけ簡潔に記入すること。

サ 技術提案に記入された内容が履行不可となるようなVE提案はできない。

5 総合評価に関する基準及び方法等

(1) 評価基準

各評価項目において「9 落札者決定基準」に基づき評価する。なお、評価項目ごとの得点は、小数第1位止め(第2位を四捨五入)とする。

ア 提出様式第1号 技術資料 提出書

・ 提出様式第1号が未提出であった場合、商号又は名称の記入がないもの、工事名に誤りがあるものなど不適切な記入の場合は、入札を無効とする。

イ 技術提案 工期設定の適切性

・ 提出様式第2号工程表により評価する。

・ 提出様式第2号が未提出、工程計画が未記入、予定工期を超えた提案などの不適切な記入であった場合は、入札を無効とする。

・ 「工程管理に係る技術提案」欄に工期短縮の根拠となる理由の記入があり、発注者が見込んだ工期に対して工期短縮が見られる場合に評価する。

・ 工程表に図示した内容と明らかな相違がある場合や、安全性に問題がある等、明らかに不適切(不可能)な短縮と考えられる場合は評価しない。

ウ 技術提案 品質に関する課題・施工に関する課題

・ 提出様式第3号品質に関する課題・施工に関する課題に係る技術提案により評価する。視点毎に個別評価を行う。

・ 提出様式第3号が未提出(発注者が技術提案を求めた課題・視点について1つでも提出されていない課題・

視点がある場合を含む。)であった場合、求めた課題とは異なる提案を行うなど、不適切な記入(求めた課題とは異なる提案、他の工事の提案を添付、1つでも白紙(空欄)で提出された場合等)の場合は、入札を無効とする。

- ・ 1視点に対し複数の提案がある場合、1つの枠内に複数の技術提案が記入されている場合は、0点とする。
 - ・ 複数の視点に対して同じ提案が記入されている場合は、それぞれの視点に対する効果等が不明確となり、評価しないまたは評価を下げることもある。
 - ・ 各項目(評価の視点、提案項目、提案内容、標準案との相違点、概算増加工事費、期待される効果及び提案の確実性)に明確な記入がない場合は、その技術提案は評価しない又は評価を下げることもある。
 - ・ 施工箇所における施工条件、周辺環境、施工時期・方法等の地域・工事特性に配慮していない提案は評価しない。
 - ・ 発注者との協議や、発注者として新たに他機関又は他工事との協議調整が必要な提案は評価しない。
 - ・ 期待される効果等の数値を示す場合で、その根拠が示されていない場合は評価しない。
 - ・ 過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、より優位な評価はしない。
 - ・ 工事目的物の変更を伴う技術提案については認めない。必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではない。なお、変更箇所について標準案と同等以上の性質・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述が無い場合は提案として認めない。
 - ・ 記入された概算増加工事費については、金額の大小で評価に差はつけない。
- エ 施工体制評価
- ・ 当該工事の入札価格が調査基準価格以上の場合、加点する。

(2) 総合評価の方法

ア 価格以外のその他の要素に係る評価項目ごとの技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点(基礎点)を100点とし、加算点の最高点数は、70点とする。

イ 総合評価は、標準点(基礎点)と加算点(各評価項目の得点の合計を各型式の最高点数に換算。換算した加算点是小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。)を合計した点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

技術評価点 = 標準点(基礎点) + 加算点(価格以外の評価点の合計を各型式の最高点数に換算)

評価値 = 技術評価点 / 入札価格(税抜, 単位: 千円) × 1,000

ウ 求められる評価値は、小数第4位(第5位を四捨五入)とする。

(3) 落札者の決定方法

(2)の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(一般競争入札(事前審査型)公告共通事項「8 落札者の決定方法」により落札者を決定する。)

(4) 評価内容の担保

受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記入事項について原則として全て履行しなければならない。また、技術提案に記入された内容は、契約後に提出する施工計画書に反映させるものとする。

受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「法令遵守等」において行うものとする。

6 苦情申立等

入札者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日(広島県の休日を定める条例(平成元年広島県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)以内に、広島県建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に申立てることができる。

7 評価内容の説明

入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に、広島県建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に請求することができる。

8 技術資料のヒアリング

必要に応じて行う。

9 落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案	①工期設定の適切性 予定工期 令和4年9月定例広島県議会の議決の翌日（令和4年10月1日）から令和7年6月30日まで（提案日数の上限は77日とする） （検査期間を含む）	各工程の工期が適切で、工夫があり、工期短縮が見られる 最大提案日数が51日以上るとき：（当該提案短縮日数÷全提案者中最大短縮日数×満点） 最大提案日数が51日未満るとき：（当該提案短縮日数÷51日×満点）	3.0～ 0.0	／3.0
		各工程の工期は適切であるが、工夫または工期短縮が見られない	0.0	
	②品質に関する課題 課題：溶接部の品質確保について 評価の視点 i) 材料に関する工夫 ii) 施工に関する工夫 iii) 管理精度向上に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる。 課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である。 課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない。	8.0 8.0～ 0.0 0.0	／8.0
	③品質に関する課題 課題：鋼桁とコンクリート橋脚接合部の品質確保について 評価の視点 i) 架設精度向上に関する工夫（ただし、「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部工）実施要領（試行）※」に含まれる内容は評価しない。） ii) 剛結部（コンクリート）の品質向上に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる。 課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である。 課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない。	8.0 8.0～ 0.0 0.0	
④施工に関する課題 課題：海上交通への安全対策について	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる。	8.0	／8.0	

	評価の視点 i) 運搬時における安全対策に関する工夫 ii) 架設時における安全対策に関する工夫	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である。	8.0～ 0.0	
		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない。	0.0	
小計				27.0
施工体制 評価	①調査基準価格以上の価格で応札	調査基準価格以上	5.0	/5.0
		調査基準価格未満	0.0	
小計				5.0
合計				32.0
標準点（基礎点）	100点			
加算点	（価格以外の評価点の合計を70点換算）			
技術評価点	標準点（基礎点）＋加算点			
評価値	（技術評価点／入札価格（千円））×1,000			

※「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部工）実施要領）（試行）」とは、国土交通省の「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」の別紙-29をいう。

【掲載 URL】 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html

総合評価落札方式 落札者決定基準

商号又は名称：
発注者： 広島県広島港湾振興事務所

工 事 名	国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋海上部上部工工事（11工区）				
工 事 場 所	広島市佐伯区五日市港三丁目～五日市港四丁目				
価格以外の評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価結果 (発注者)
	1 技術提案	(1) 工期設定の適切性 予定工期：令和4年9月定例広島県議会の議決の翌日（令和4年10月1日）から令和7年6月30日まで（提案日数の上限は77日とする）（検査期間を含む）	①各工程の工期が適切で、工夫があり、工期短縮が見られる 最大提案日数が51日以上の場合：（当該提案短縮日数÷全提案者中最大短縮日数×満点） 最大提案日数が51日未満の場合：（当該提案短縮日数÷51日×満点）	3.0～0.0	
			②各工程の工期は適切であるが、工夫または工期短縮が見られない	0.0	
		(2) 品質に関する課題 課題：港接部の品質確保について 評価の視点：材料に関する工夫 施工に関する工夫 管理精度向上に関する工夫	①課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	8.0	
			②課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	8.0～0.0	
	③課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない		0.0		
	(3) 品質に関する課題 課題：鋼桁とコンクリート橋脚接合部の品質確保について 評価の視点：架設精度向上に関する工夫（ただし、「10T活用工事（橋造物工（橋梁上部工）実施要領（試行）」に含まれる内容は評価しない。） 剛結部（コンクリート）の品質向上に関する工夫	①課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	8.0		
		②課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	8.0～0.0		
		③課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0.0		
	(4) 施工に関する課題 課題：海上交通への安全対策について 評価の視点：運搬時における安全対策に関する工夫 架設時における安全対策に関する工夫	①課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる	8.0		
②課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である		8.0～0.0			
③課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない		0.0			
小 計			27.0		
2 施工体制評価	(1) 調査基準価格以上で応札	①該当あり	5.0		
		②該当なし	0.0		
	小 計			5.0	
合 計			32.0		
標準点(基礎点)	100点				
加 算 点	(価格以外の評価点の合計を70点換算)				
技 術 評 価 点	標準点(基礎点) + 加算点				
評 価 値	(技術評価点 / 入札価格(千円)) × 1,000				

技術資料 提出書

整理 番号	
----------	--

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島県広島港湾振興事務所長
田口康典様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和4年5月9日付けで公告のありました国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋 海上部上部工工事（11工区）について、技術資料を提出します。
なお、次の項目を誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- 2 資格要件を満たしていること
- 3 資格要件確認書類の内容が事実と相違ないこと
- 4 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと

1 提出書類

【総合評価】＜技術資料＞

- （提出様式第2号） 工程表
- （提出様式第3号） 品質に関する課題・施工に関する課題に係る技術提案

2 問い合わせ先

担当者：
部 署：
電話番号：

※1 整理番号は記入しないでください。
2 提出する書類は、当該書類の□欄にチェックを入れて確認してください。

工 程 表

商号又は名称： _____

項 目	単 位	数 量	月		月		月		月		月		月		月		月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

■ 工程管理に係る技術的所見

（1） 施工計画の実施手順

（2） 工期設定（工期短縮ができる場合は、検査期間を除いた完成予定日も明記すること。）

品質に関する課題・施工に関する課題に係る技術提案

商号又は名称： _____

■品質に関する課題		〇〇〇 について				
提案は下表にて作成すること。						
No.	評価の視点 (提案目的)	提案項目	提案内容	標準案との相違点	概算増加工事費 (千円)	期待される効果及び 提案の確実性

提案は下表にて作成すること。

No.	評価の視点 (提案目的)	提案項目	提案内容	標準案との相違点	概算増加工事費 (千円)	期待される効果及び 提案の確実性

特定建設工事共同企業体の結成説明書

国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋 海上部上部工工事（11工区）を共同請負（共同施工方式）により実施します。

この工事の入札に参加を希望する者は、次の事項により共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を提出してください。

1 入札方式

一般競争入札

2 工事の概要

公告のとおり

3 共同企業体の名称

□△・○○・◇◇広島港広島はつかいち大橋海上部上部工工事（11工区）共同企業体

4 結成要件

公告のとおり

5 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式）に次の書類を添付して提出すること。

① 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式）写し

② 委任状（権限を支店長等に委任する場合に添付。別記様式）

③ 委任状（別記様式）

(2) 提出部数

正本 1部, 副本 2部

(3) 提出期限

令和4年5月25日

(4) 提出先

広島県広島港湾振興事務所総務課工事係

6 その他

(1) 入札書や特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等に記載する名称は、3の共同企業体の名称を使用すること。誤りがある場合は、その者の入札を無効とする。

(2) 法令等に抵触する行為を行っていない誓約書は、構成員ごとに作成すること。

(3) 特定建設工事共同企業体協定書については、袋とじの形に作成し、提出すること。

入札説明書

広島県広島港湾振興事務所長 田口康典

令和4年5月9日付けで公告した国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線
広島はつかいち大橋 海上部上部工工事（11工区）の一般競争入札について、
当該入札を行うために必要な事項は、次のとおりです。

- 1 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年
政令第372号）第6条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（同
条第5号に掲げる事項を除く。）

公告のとおり

- 2 調達をする物品等又は役務の仕様その他の明細
設計図書のとおり

- 3 開札に立ち会う者に関する事項

入札者又はその代理人（開札時まで知事又は当職に委任状が提出されている
ものに限る。）が立ち会う。入札者及びその代理人が立ち会わないときは、当該
入札事務に関係がない職員を立ち合わせる。

- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

広島県広島港湾振興事務所総務課

広島市南区宇品海岸三丁目23番53号

- 5 契約の手続において使用する言語

日本語

- 6 その他必要な事項

なし

入札書

¥

但し 第 号

国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋
海上部上部工工事（11工区）

広島市佐伯区 五日市港三丁目～五日市港四丁目

工事請負代金

くじ番号

--	--	--

※任意の3桁の数字を記入する
(必須)

上記のとおり、広島県会計規則、広島県契約規則及び広島県建設工事執行規則を
承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

契約担当職員

広島県広島港湾振興事務所長 様